

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成19年広域連合規則第5号）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 条例第15条第4項に規定する広域連合長が規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u></p> <p><u>3 法第15条第4項又は条例第15条第4項に規定する行政庁の事務所の掲示場は、愛知県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第2号）第2条第2項に定める掲示場（以下「掲示場」という。）とする。</u></p>	<p>(聴聞の通知)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 行政庁が、法第15条第3項又は条例第15条第3項の規定による掲示をするときは、聴聞公示通知書（様式第2号）を掲示場（愛知県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第2号）第2条第2項に定める掲示場をいう。以下同じ。）に掲示して行うものとする。</u></p>
<p>(聴聞の期日及び場所の変更)</p> <p>第3条 <u>法第15条第1項若しくは条例第15条第1項の規定による通知を受けた者又は法第15条第4項後段若しくは条例第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者（以下これら</u></p>	<p>(聴聞の期日及び場所の変更)</p> <p>第3条 <u>法第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）又は条例第15条第1項の規定による通知を受け</u></p>

を「当事者」という。)

_____は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2・3 (略)

(弁明の機会の付与の通知)

第16条 (略)

2 法第31条において準用する法第15条第4項又は条例第29条において準用する条例第15条第4項に規定する広域連合長が規則で定める方法は、第2条第2項に定める方法とする。

3 法第31条において準用する法第15条第4項又は条例第29条において準用する条例第15条第4項に規定する行政庁の事務所の掲示場は、第2条第3項に定める掲示場とする。

た者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。

以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2・3 (略)

(弁明の機会の付与の通知)

第16条 (略)

2 行政庁が、法第31条において準用する法第15条第3項又は条例第29条において準用する条例第15条第3項の規定による掲示は、弁明の機会付与公示通知書(様式第17号)を掲示場に掲示して行うものとする。